

事務手順	取扱要領
①支払済証券類等の受入	<p>○ 管下の国債代理店から送付を受けた支払済の証券・利札・賦札・領収証書について、次のことを確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 元利金の支払期日が到来しているか</li> <li>● 元利金の消滅時効が完成していないか</li> <li>● 証券・利賦札に要項の欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものがないか</li> <li>● 証券・利賦札に廃印が明りように押してあるか 記名国債証券の利賦札のときは、裏面に受領印が明りように押してあるか * 廃印の店名などが不鮮明のときは自店で補記する。 また、廃印がもれているときは自店で押してよい。この場合、取扱った国債代理店の店名も表示しておく。</li> <li>● 領収証書の受領形式が整っているか</li> <li>● 国債代理店における元利金の支払額などに誤りがないか</li> </ul> <p>○ 支払完了分の記名国債証券印鑑票が同封されているときは、支払期欄の支払表示もれがないかを点検し、送付枚数を確かめる。 * 支払完了分の印鑑票に印鑑票（見本証券添付分）が含まれるときは、印鑑票（見本証券添付分）と同枚数の見本証券（印鑑票毎配布分）が送付されているかをあわせて確認する。</p> <p>○ 次に掲げるものの送付を受けたときは、速やかに統轄店に送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所得税の還付請求にかかる適宜の依頼書および所得税の還付請求にかかる明細書</li> <li>● 国債振替決済分ち計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書） ⇒ 260①、⑦参照・障害者等少額貯蓄非課税等の利子にかかる所得税の払戻し</li> </ul>

## ②国債元利金受払 報告表の作成

- 国債代理店の支払月分ごとに、元利金の受払額を集計し、受払報告表を2通作成する。

受払報告表  
記載例参照

### 支払月とは

- 国債代理店が元利金を支払った日の属する月をいう。
  - 誤払補正による受払額の場合は、所得税不足額の補正分については税の追徴を行った日の属する月をいい、その他の補正分については当初の支払日の属する月をいう。
- 誤払補正のうち、次に掲げるものについては、受払報告表の作成を要しない。
- ・ 平成28年1月1日以後の日を支払日とする利子にかかる所得税徴収額の過不足による補正（払戻しおよび追加徴収）
  - ・ 平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税徴収額の過剰による補正（払戻し）
  - ・ 地方税徴収額の過不足による補正（払戻しおよび追加徴収）

# 受払報告表の記載例 — 一般例

〔設例〕 次の元利金の支払があったとき

- 利付国庫債券（20年）第56回10万円券2枚 200,000円
- 利付国庫債券（20年）第56回10万円券利札5枚 5,000円

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

①

## 国債元利金受払報告表

② (日付) (店名) (店印)

28. 1. 20 ○○銀行○○支店

店印  
85001  
代理店または支払取まとめ店番号

③ (1月支払分)

④ 受	摘 要	⑤ 払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金 (国債名称)	

⑥

(追徴)	利 子	5,000
	所得 税 過 不 足 額	(私 戻)
	③ 差 引 利 子 受 払 額	5,000

⑧  
⑨  
⑩

	合 計 (① + ② + ③)	205,000
--	--------------------	---------

⑪

- ① 作成の区分・通数  
支払月分ごとに、それぞれ2通作成。うち1通(店印を押す。)は統轄店へ送付し、1通は自店に保管(保管期間1年)する。
- ② 作成日を記載する。
- ③ 支払月を記載する。
- ④ 受欄には次の金額を記載する。
  - 誤払補正のためれい入させた元利金の額  
⇒ [補正方法一覧]  
受払報告表の記載例4参照
  - 平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の不足額を補正するため追徴した税額  
⇒ [補正方法一覧]  
受払報告表の記載例5参照
- ⑤ 払欄には次の金額を記載する。
  - 通常の元利金支払額
  - 誤払補正のため追加払した元利金の額  
⇒ [補正方法一覧]  
受払報告表の記載例3参照
- ⑥ すべての元金を記載する。
- ⑦ 買上代金は、特殊事例630参照
- ⑧ 税込利子額を記載する。
- ⑨ 所得税の不足だけを補正したときの税の追徴額(受)を記載する。
- ⑩ ⑧の額を記載する(ただし、受欄において所得税の不足額を補正するための追徴があるときは、その額を加えた額)。
- ⑪ 利子は、差引利子受払額による。

③支払済証券類等の整理保管

○ 国債代理店から送付を受けた支払済証券類等は、支払済証券・支払済利札・支払済賦札・支払済領収証書ごとに区分して袋類に納め、さらに一定の容器（金庫に備付けのものを含む。）に納めて、後記320の月分取まとめを行うときまで金庫に格納保管する。

なお、月初においては、当月支払分と前月支払分の双方を保管する場合があるが、この場合は、それぞれの支払月分ごとに区分しておく。

○ 袋類には、保管する支払済証券類等の現在高を表示する。

**袋表示の記載例**

支 払 済 利 札 （支払月6月）				
6 年		現 在 高		確認印
		枚 数	金 額	
6	1	1	3, 500	㊞
	10	2	7, 000	㊞
	15	4	11, 500	㊞
	20	14	83, 500	㊞

- 受払欄を設けてよい。
- 金額欄は、次の金額により記載する。  
 支 払 済 証 券      額面金額  
 支 払 済 利 賦 札      利賦札の券面金額  
 支 払 済 領 収 証 書      領収証書の金額
- 確認印欄は、確認者（取扱者でもよい。）が押印する。

○ 支払完了分の記名国債証券印鑑票があるときは、袋類に納めるなど散逸しないように整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして保管する。

\* 支払完了分の記名国債証券印鑑票に印鑑票（見本証券添付分）が含まれるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）も袋類に納めるなど散逸しないように整理し、当該印鑑票の現在枚数のほか、当該見本証券の現在枚数も適宜の方法により現在枚数を明らかにして保管する。

#### ④支払金の決済

#### イ、国債元利支払金 領収証書の作成

○ 前記②により作成した受払報告表の払欄合計額から受欄合計額を差引いた金額について、支払金領収証書を作成する。

\* 受払報告表が2枚以上にわたるときは、その合計額により支払金領収証書を作成する。

\* 受払報告表の受欄合計額が払欄合計額を超えるときは、支払金領収証書を作成しない。

#### 支払金領収証書の記載例

書式№.401

国債元利支払金領収証書

(日付) 6.6.21

日本銀行〇〇支店  
御中

(店名) 〇〇銀行〇〇支店 店印

85001  
支払取まとめ店番号

店印

国債元利支払金として下記の金額を  
領収しました。

¥261,200<sup>円</sup>

●手形交換決済日または統轄店への提出日を表示する。従って、受払報告表の日付と一致しないときがある。なお、郵送により統轄店へ提出するときは、日付を表示しない。

## ロ、決済

- 統轄店との支払金の決済は、原則として手形交換所経由（代理交換を含む。）の方法によるが、次のようなときは直接決済の方法による。

\* 支払金の決済は、その支払月分の支払済証券類等を統轄店へ送付する日までに完了するよう注意する。

- ① 手形交換決済の方法がとれないとき
- ② 大口の元利払などにより支払額が歳入金等の受入額を超過したため至急資金が必要なとき
- ③ 誤払補正のため受払報告表の受欄合計額が払欄合計額を超えるとき

- 手形交換決済の方法によるとき

● 支払金額収証書に受払報告表を添えて手形交換所へ持出す。

- 直接決済の方法によるとき

● 上記①・②のときは、支払金額収証書に受払報告表を添えて統轄店へ提出し、自行庫当座勘定へ振込みを受ける。

● 上記③のときは、差額相当額の統轄店あて当座小切手（日銀チェック）または現金に受払報告表を添えて統轄店に払込む。

- 受払報告表の受欄合計額と払欄合計額が同一金額のときは、受払報告表だけを統轄店へ提出する。

## ⑤受払報告表の補正

- 統轄店へ提出した受払報告表の支払月・摘要項目・受払額に誤りがあったときは、次の受払報告表をそれぞれ2通作成する。

● 誤払補正のうち、平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の追徴があった場合には、補正用の国債元利金支払票等に基づき受払報告表を作成し、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

⇒支払票・250 支払票の記載例4参照

⇒受払報告表・310 ⑤受払報告表の記載例5参照

- 受払報告表2通のうち、1通（店印を押す。）は統轄店へ提出し、1通は「控」として自店に保管（保管期間1年）する。

\* 支払金の決済を要するときは、前記④の取扱をすることとなる。

\* 補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下国債代理店は業務局国債業務グループ）へ適宜の方法により連絡のうえ手続きを進めるのがよい。

〔補正方法一覧〕

誤りの内容	受払報告表の作成要領	
<p><b>①</b>支払月分の誤りのとき</p>	<p>○誤りを取消するための受払報告表</p> <p>●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、支払月の誤りに該当する金額について、すべて受払を逆に記載する。 (支払月欄には誤りの支払月を記載する。)</p>	<p>○正当分の受払報告表</p> <p>●支払月欄に正当な支払月を記載し、該当する金額を誤り分の受払報告表と同じ受払欄に記載する。</p>
<p><b>②</b>摘要項目の誤りのとき</p>	<p>○誤りを取消するための受払報告表</p> <p>●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、摘要項目の誤りに該当する金額について、受払を逆に記載する。</p>	<p>○正当分の受払報告表</p> <p>●該当する金額を正当な摘要項目の受払欄に記載する。</p>
<p><b>③</b>受払額の誤り</p> <p>イ、正当受払額より少なく報告していたとき</p>	<p>支払取まとめ店の集計金額相違によるもの。 ⇒国債代理店の誤払によるときは、前記250の手続を受けて行う。]</p> <p>○受払額を追加するための受払報告表</p> <p>●追加する受払額を該当摘要項目の受払欄に記載する。</p>	
<p>ロ、正当受払額より多く報告していたとき</p>	<p>○受払額を減額するための受払報告表</p> <p>●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、減額する金額について受払を逆に記載する。</p>	
<p><b>④</b>平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税の徴収額が不足のとき</p>	<p>〔前記250〔補正方法一覧〕⑦の手続を受けて行うもの。〕</p> <p>○所得税額を追加するための受払報告表</p> <p>●追徴した所得税額を所得税過不足額の受欄（追徴）に記載する。</p>	

## 受払報告表の記載例1 — 支払月の誤り

〔設例〕 28年2月1日に2月支払分として報告していた次の受払報告表のうち、「元金200,000円」は1月支払分であったため2月3日に補正。

\* 受払月区分の誤りのため、取消分と正当分を別葉に作成することとなる。

**誤り分**

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（額払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日付) (店名) 店印  
28. 2. 1 ○○銀行○○支店 店印  
85001  
代理店または支払額まとり店番号

(2月支払分)

受	摘	要	払		円
円	①元	金			200,000
	②買上代金 (国債名称)				
利 子					41,000
所得税過不足額 (払戻)					41,000
③差引利子受払額					41,000
合 計					241,000
(①+②+③)					

**取消分**

誤り分と同じ支払月を記載する。

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（額払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日付) (店名) 店印  
28. 2. 3 ○○銀行○○支店 店印  
85001  
代理店または支払額まとり店番号

(2月支払分)

受	摘	要	払		円
円	①元	金			200,000
	②買上代金 (国債名称)				
利 子					41,000
所得税過不足額 (払戻)					41,000
③差引利子受払額					41,000
合 計					241,000
(①+②+③)					

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（額払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日付) (店名) 店印  
28. 2. 3 ○○銀行○○支店 店印  
85001  
代理店または支払額まとり店番号

(1月支払分)

受	摘	要	払		円
円	①元	金			200,000
	②買上代金 (国債名称)				
利 子					41,000
所得税過不足額 (払戻)					41,000
③差引利子受払額					41,000
合 計					200,000
(①+②+③)					

元金20万円だけが誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な支払月を記載する。

誤り分と同じ払欄に記載する。



受払報告表の記載例2 ——— 摘要項目の誤り

〔設例〕 28年10月4日に10月支払分の次の遺族国庫債券の元利金を全額「元金」として報告していたため10月7日に補正。

5万円券の賦札	1枚
支払期番号(クーポン番号)	10
元金額	6,739円
利子額	404
<b>計</b>	<b>7,143</b>

\* 支払月が同一のため取消分と正当分を同じ受払報告表に記載することとなる。

**誤り分**

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日(誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日)の属する月を記載する。  
 2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日付) (店名) (店印)

28. 10. 4 ○○銀行○○支店 店  
印  
85001  
代理店または支払取まとめ店番号

(10月支払分)

受	摘要	払
円	①元金	7,143
	②買上代金 (国債名称)	

  

利子		
(追徴)	所得税過不足額	(払戻)
	③差引利子受払額	

  

	合計	
	(①+②+③)	

**取消しと正当分**

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日(誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日)の属する月を記載する。  
 2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日付) (店名) (店印)

28. 10. 7 ○○銀行○○支店 店  
印  
85001  
代理店または支払取まとめ店番号

(10月支払分)

受	摘要	払
円	①元金	円
	②買上代金 (国債名称)	

  

利子		
(追徴)	所得税過不足額	(払戻) <span style="float: right;">404</span>
	③差引利子受払額	404

  

<span style="float: left;">404</span>	合計	
	(①+②+③)	404

7,143円のうち、利子相当額404円だけが誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な摘要項目の払欄に記載する。

受払報告表の記載例 3 — 受払額の誤り

〔設例〕 28年6月20日に報告していた次の受払報告表のうち、「利子36,000円」は正当な金額より5,000円少なく報告していたため6月23日に補正。

誤り分

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追加分については、下部余白に当該追加分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日付) (店名) (店印)

28. 6. 20 ○○銀行○○支店

(6月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金 (国債名称)	

  

	利 子	
(追徴)	所得 税 過 不 足 額	(払戻) 36,000
	③ 差 引 利 子 受 払 額	36,000

  

	合 計	
	(① + ② + ③)	236,000

追加分

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追加分については、下部余白に当該追加分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日付) (店名) (店印)

28. 6. 23 ○○銀行○○支店

(6月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	
	② 買上代金 (国債名称)	

  

	利 子	
(追徴)	所得 税 過 不 足 額	(払戻) 5,000
	④ 差 引 利 子 受 払 額	5,000

  

	合 計	
	(① + ② + ④)	5,000

追加金額だけ記載する。

**受払報告表の記載例 4**

**受払額の誤り**

〔設例〕 28年6月20日に報告していた次の受払報告表のうち、「利子51,000円」は正  
当な金額より10,000円多く報告していたため6月23日に補正。

**誤り分**

書式 No.400

注意 1. かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日 付) (店 名) (店 印)

28. 6. 20 ○○銀行○○支店

店 印  
店  
印 85001  
代理店または支払取まとめ店番号

(6月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金 ( 国債名称 )	

**減額分**

書式 No.400

注意 1. かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

**国債元利金受払報告表**

(日 付) (店 名) (店 印)

28. 6. 23 ○○銀行○○支店

店 印  
店  
印 85001  
代理店または支払取まとめ店番号

(6月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金 ( 国債名称 )	

利 子	51,000
所得税過不足額 (私戻)	
差引利子受払額	51,000
合 計 (①+②+③)	251,000

→ 10,000 (追徴)	利 子	
	所得税過不足額 (私戻)	
→ 10,000	③ 差引利子受払額	
10,000	合 計 (①+②+③)	

減額する金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

受払報告表の記載例 5

平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子  
にかかる所得税額の不足を補正するとき

〔設例〕 27年12月22日取扱の利払における所得税額の不足を補正するため、差額62円を追加徴収したとき

書式 No.400

注意 1. かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、所得税過不足額を除き当初の支払日）の属する月を記載する。  
2. 所得税過不足額のうち、追徴分については、下部余白に当該追徴分にかかる国債利子の当初の支払日および追徴額を記載する。

### 国債元利金受払報告表

(日付) (店名) (店印)

28. 1. 20 ○○銀行○○支店

店  
印

85001

代理店または支払取まとめ店番号

(1月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金 (国債名称)	

  

	利 子	
(追徴) → 62	所得税過不足額	(払戻)
62	③ 差引利子受払額	

  

62	合 計 (① + ② + ③)	
----	--------------------	--

(追徴額内訳) 27年12月22日支払分 62円 ←

平成27年12月31日以前の日を支払日とする利子にかかる所得税額の不足を補正するため追徴した税額（復興特別所得税が課される場合には、復興特別所得税を含む。）を記載する。

利子の当初支払日および金額の内訳を記載する。